

地域公共交通計画認定申請について

1 コミバスはっぴーバス、KASAI ねっぴ〜号運行の財源について

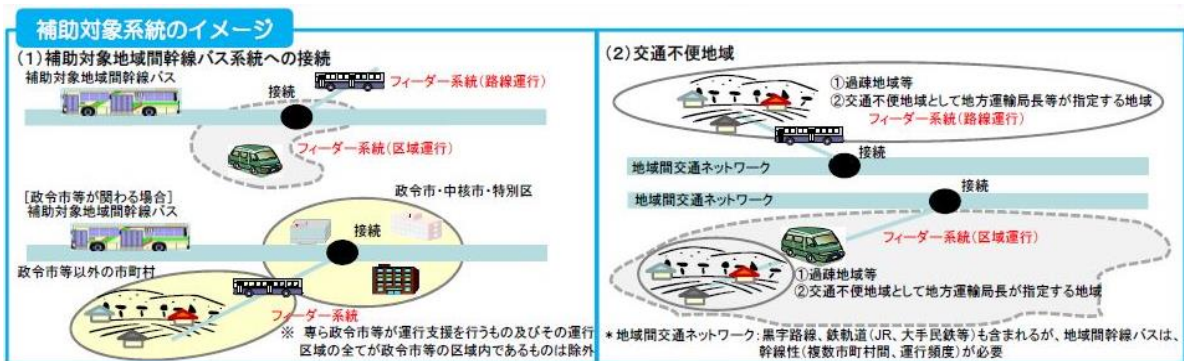
コミバスの継続的な運行財源を確保するため、国の補助制度（フィーダー補助）の活用を予定しており、昨年度に令和 5 年度フィーダー補助に係る生活交通確保維持改善計画の認定を受けたところである。

令和 6 年度についても同様に国の補助制度（フィーダー補助）を活用したいと考えており、令和 4 年度末に策定した「地域公共交通計画」の認定を受ける必要がある。

2 フィーダー補助とは

正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」で地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助メニューの 1 つである。

地域内フィーダー系統とは、一般的には幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバス・乗合タクシーなどを指す。また、「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等も指すものである。



出典：国土交通省資料

3 補助対象路線

はっぴーバスの 5 系統、KASAI ねっぴ〜号の 6 系統の計 11 系統

- ① はっぴーバス万願寺線 (1 便目)
- ② はっぴーバス万願寺線 (2～5 便目)
- ③ はっぴーバス若井線 (1～5 便目)
- ④ はっぴーバス芥田線 (1 便目)
- ⑤ はっぴーバス芥田線 (2～4 便目)
- ⑥ ねっぴ〜号市街地線 (1)
- ⑦ ねっぴ〜号市街地線 (2)
- ⑧ ねっぴ〜号国正線
- ⑨ ねっぴ〜号九会線 (1)
- ⑩ ねっぴ〜号九会線 (2)
- ⑪ ねっぴ〜号九会線 (3)

4 補助対象期間

令和 5 年 1 0 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日 (令和 6 年度運行分)